

令和4年3月3日

政府対策本部長  
内閣総理大臣 岸田文雄 様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
まん延防止等重点措置の適用の継続に関する要請について

静岡県においては、令和4年1月25日付けで「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示され、現在、措置を実施すべき期間は3月6日までとされているところであります。

本県では、県内全域の飲食店に対する営業時間の短縮要請等、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置に伴う対策を講じていますが、10万人当たりの一週間の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数は依然として高い水準にあり、県内の医療提供体制はひっ迫した状況が続いております。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県の「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」の延長を要請いたします。